

○経済産業省令第三十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月九日

経済産業大臣 西村 康稔

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（受験の手続）</p> <p>第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三十一の受験願書に写真（<u>旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの</u>）を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣（法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に、都道府県知事の行う試験にあつては当該都道府県知事（法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（受験の手続）</p> <p>第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三十一の受験願書に写真（<u>縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであつて、出願前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの</u>）を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣（法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に、都道府県知事の行う試験にあつては当該都道府県知事（法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>

第二条～第八条 略

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和五年六月九日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による受験願書、申請書その他の文書については、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○経済産業省告示 第四十六号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和六年経済産業省令第十八号）の施行に伴い、火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防護壁の位置、構造、材質等の基準（昭和三十五年通商産業省告示第七十六号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 防爆壁は、その内面の壁脚から煙火火薬庫の外壁まで二メートル（<u>爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける場合にあっては、当該爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の外壁まで一メートル</u>）以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。</p> <p>二 防爆壁は、鉄筋コンクリート造又は<u>補強コンクリートブロック造</u>とし、基礎を堅ろうにすること。</p> <p>三 <u>補強コンクリートブロック造</u>の防爆壁は、日本産業規格 A 五四〇六（二〇一七）（<u>建築用コンクリートブロック</u>）で定める<u>空洞ブロック</u>を使用して構築すること。</p> <p>四 防爆壁の高さは、<u>煙火火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の軒</u>の高さ（爆発の危険のある日乾場に設ける場合に<u>あっては</u>、二・五メートル）以上とし、<u>防爆壁の厚さは</u>、鉄筋コンクリート造の場合に<u>あっては</u>十五センチメートル（<u>煙火火薬庫以外に設ける場合にあっては</u>、十センチメートル）以上、<u>補強コンクリートブロック造の場合にあっては</u>十九センチメートル（<u>煙火火薬庫以外に設ける場合にあっては</u>、十五センチメートル）以上とすること。</p> <p>五 出入口には、その外側に更に防爆壁を設けること<u>その他の火薬類の爆発の際直接の衝動波が外に出ないようにするための措置</u>を講ずること。</p>	<p>一 防爆壁は、その内面の壁脚から煙火火薬庫の外壁まで二メートル（<u>準備工室に設ける場合にあっては</u>、当該準備工室の外壁まで一メートル）以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。</p> <p>二 防爆壁は、鉄筋コンクリート造又は<u>補強コンクリートブロック造</u>とし、基礎を堅ろうにすること。</p> <p>三 <u>補強コンクリートブロック造</u>の防爆壁は、日本工業規格 A 五四〇六（一九五八）（<u>空洞コンクリートブロック</u>）で定める<u>もの</u>を使用して構築すること。</p> <p>四 高さは、<u>煙火火薬庫の軒までの高さ</u>（爆発の危険のある日乾場に設ける場合に<u>あっては</u>、二・五メートル）以上とし、<u>厚さは</u>、鉄筋コンクリート造の場合に<u>あっては</u>十五センチメートル（<u>爆発の危険のある工室、火薬類一時置場又は爆発の危険のある日乾場に設ける場合にあっては</u>、十センチメートル）以上、<u>補強コンクリートブロック造の場合にあっては</u>二十センチメートル（<u>爆発の危険のある工室、火薬類一時置場又は爆発の危険のある日乾場に設ける場合にあっては</u>、十五センチメートル）以上とすること。</p> <p>五 出入口には、その外側に更に防爆壁を設ける等<u>爆発の際直接の爆発波が外に出ないように措置</u>を講ずること。</p>

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について
(貯蔵の技術基準の見直し)

令和6年3月29日
経済産業省
産業保安グループ
鉾山・火薬類監理官付

1. 背景

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。

少量の火薬・爆発を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。

このため、平成26年度の産業構造審議会保安分科会火薬小委員会より技術基準について性能規定化を中心とした見直しの議論が進められてきたところ。

今般、これまでの議論を踏まえ、火薬類の貯蔵の技術基準の一部について改正を行う。

2 主な改正事項

(1) 貯蔵の技術基準の性能規定化

具体的な仕様が定められた基準のうち、見直しの必要があるものについて、性能規定化を行うとともに、これまで省令に記載されていた仕様については例示基準（内規）として記載する。これにより、例示基準に従っている場合は従来と同等の安全性を確保することが可能となり、一方で、例示基準に従わない場合であっても、事業者が自ら安全性を証明することによって、多様な手法を選択することが可能となる。

例：火薬庫外に貯蔵する場合の技術基準における扉の規定について、現行省令では、「厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した」等の具体的な技術基準が規定されているが、今後は具体的な基準は例示基準で示すこととし、改正省令では、その性能規定として、「盗難を防止するための措置を講ずる」旨を規定する。

(2) 補強コンクリートブロックの厚さの見直し

補強コンクリートブロックについて、現行省令では厚さ「20cm」と規定しているところ、JIS規格の市販品の厚さは「19cm」となっている。現在普及している製品は強度も向上していることから、省令もJIS規格にあわせて「19cm」に改正する。

(施行規則第16条、第28条、防爆壁告示)

(3) 電波を発する機器の携行の制限

電波により電気雷管が爆発する事故例（海外）が報告されていることを踏まえ、消費の技術基準の改正と同様に、火薬庫への入室時に電波を発する機器を携行することを新たに制限する。また、やむを得ず携行する場合には、火工品に対して間隔を取る等の適切な措置を講ずることを義務づけ

る。

(施行規則第21条)

(4) 実包火薬庫の夜間点灯の廃止

実包火薬庫については、外部を夜間点灯することを努力義務としていたが、夜間点灯することで火薬庫の位置が明らかになることは、防犯の観点からは望ましいとはいえ、また、他の火薬庫でも夜間点灯は行っていないことから、廃止することとする。

(施行規則第27条の4)

(5) 旧字の修正等

「信号焰管」「虞のない」「洩れ出した」「あつて」等の旧字体の表現を修正。

(6) 防爆壁告示の改正

施行規則第31条の3において、防爆壁の基準については告示で定めるとされているところ、省令改正にあわせた記載とするため、告示についても改正を行う。

○**経済産業省令 第十八号**

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第七条第一号、第十一条第二項、第十二条第三項、第十五条第四項、第二十六条、第二十七条の二及び第三十五条第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣 齋藤 健

※本文省略（日本火薬工業会ホームページ及び「火薬類取締法令集令和六年度版」に掲載）

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について

20240325 保局第1号 令和6年3月29日
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」(20210215 保局第1号)の一部について別紙のとおり改正する。

※別紙は次ページ参照

※別紙記載の下記「別添」については日本火薬工業会ホームページ「省庁ニュース」、及び日本火薬工業会発行「火薬類取締法令集令和六年度版」に掲載

- 別添1 火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造）
- 別添2 火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）
- 別添3 火薬類取締法施行規則関係例示基準（消費）
- 別添4 火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）

附 則

この規定は、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和6年経済産業省令第18号）の施行の日から施行する。

火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について

1. 総則

火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号。以下「規則」という。）で定める機能性基準への適合性評価に当たっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添1「火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造）」、別添2「火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）」、別添3「火薬類取締法施行規則関係例示基準（消費）」又は別添4「火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）」（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

2. 許可、届出及び検査の手続における取扱い

(1) 機能性基準が関与する許可申請、届出、検査申請（以下「申請等」という。）において、適用すべき機能性基準への適合性評価に係る当該申請等の詳細な技術的事項（以下「申請基準」という。）が例示基準に基づくときは、当該申請等の手続における取扱いは規則に定めるところによる。

(2) 申請者は、申請等において適用すべき機能性基準への適合性評価に係る申請基準が例示基準に基づかないときの手続における取扱いは、規則に定めるところのほか、原則として次のイ及びロに掲げる資料を添付しなければならない【注1】。

イ. 当該申請において適合性評価を行う詳細な技術的事項

ロ. イの申請基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

(3) 申請者は、申請時において、(2)イ及びロの評価にあたり専門的知見を要すると申請者が判断したときは、申請基準の機能性基準適合に関する有識者による評価書を提出することとする。また、経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市の求めがあったときも同様に、有識者による評価書を提出することとする。【注2】

注1) 申請基準について、すでに機能性基準への適合性評価が行われている事例があるときは、一部の資料を省略することを妨げない。

注2) 有識者による評価書の作成にあたっては、次のような評価委員会を開催して、申請基準の機能性基準適合に関する意見等を取りまとめることが望ましい。また、有識者は利害関係のない者であることが望ましい。

- ・ 3名以上とする。
- ・ 有識者は、①～⑥の専門分野について、火薬類の種類、その取扱方法、申請基準の内容等に応じて選定する。
 - ① 火薬類取締に関する法令に深い見識と知識を有する者
 - ② 火薬学を修得し、火薬類の製造方法に精通した者
 - ③ 火薬学を修得し、火薬類製造所等の保安管理技術に精通した者
 - ④ 火薬学を修得し、火薬類の性能評価・試験方法に精通した者
 - ⑤ 火薬類の取り扱い（貯蔵、運搬、消費、廃棄等）の実務に精通した者
 - ⑥ その他、機械工学・安全工学、電気工学・電子工学、有機化学・化学工学の学識経験者

3. 経済産業省における例示基準の改正及び追加

- (1) 経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市は、適合性評価を行った申請基準を新たに例示基準へ追加規定することの可否について、申請者に確認を行うこと。
- (2) (1)において、産業保安監督部、都道府県又は指定都市は、追加規定が可能と回答があった申請基準について、意見を付して、経済産業省産業保安グループ鉾山・火薬類監理官付に提出すること。

○経済産業省令第十八号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第七条第一号、第十一条第二項、第十二条第三項、第十五条第四項、第二十六条、第二十七条の二及び第三十五条第四項の及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣 齋藤 健

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章総則（<u>第一条—第一条の七</u>）</p> <p>第二章～第十四章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定置式製造設備に係る技術上の基準）</p> <p>第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、<u>火薬類の爆発</u>の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、<u>放爆式構造又は準放爆式構造とする場合にあっては、建築材料については、この限りでない。</u></p> <p>七～二十八 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）</p> <p>第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、<u>第四号の二、第六号及び第十号から第十三</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章総則（<u>第一条—第一条の六</u>）</p> <p>第二章～第十四章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定置式製造設備に係る技術上の基準）</p> <p>第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、<u>爆発</u>の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、<u>放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。</u></p> <p>七～二十八 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）</p> <p>第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、<u>第六号及び第十号から第十三号までの規定</u></p>

号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一 [略]

二 前条第一項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合にあつては、次のイからニまでに定めるところによること。

イ がん具煙火を貯蔵する場所の周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とすること。

ロ がん具煙火を貯蔵する場所の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ がん具煙火を貯蔵する場所には、窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ がん具煙火を貯蔵する場所には、自動消火設備を設けること。

三 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあつては、次のイからトまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとすること。

ロ 建築物の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根には、火災を防止するための措置を講じ、天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一 [略]

二 前条第一項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。

イ 周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造りとすること。

ロ 入口の扉は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とすること。

ハ 窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ 自動消火設備を設けること。

三 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この

ニ 建築物の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

ホ 建築物の床面には、できるだけ鉄類を表さないこと。

へ・ト [略]

三の二 前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合にあつては、前号へ及びトの規定によるほか、次のイからハマまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造とし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬、工業雷管又は電気雷管を貯蔵する場合にあつては、当該爆薬、工業雷管又は電気雷管の一部が爆発したときに当該建築物内に貯蔵する他の爆薬が爆発することを防止するための措置を講ずること。

[削る]

[削る]

[削る]

限りでない。

ニ 建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。

[新設]

ホ・へ [略]

三の二 前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びへの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造とし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱（以下「収納箱」という。）を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。

ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。

へ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他の堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあつては、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ・ロ [略]

ハ 設備の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。

ニ・ホ [略]

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合にあつては、前号イからホまでの規定によるほか、次のイからニまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 設備は、盗難を防止するための措置を講じた金属製のロッカー又はこれと同等程度に盗難を防止するための措置を講じた堅固な構造を有するものとする。

[削る]

ハ 設備内に棚を設ける場合にあつては、棚は、落下を防止するための措置を講じた堅

蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱(以下「雷管収納箱」という。))を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ・ロ [略]

ハ 設備の内面は、板張りとすること。

ニ・ホ [略]

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 設備の外壁は、金属製のロッカーにあつては厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとする。

ハ 設備の扉は、厚さ一・六ミリメートル以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ニ 設備内に棚を設け、棚は、表面を板張りとした厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板

固な構造とし、その表面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。

ニ 設備には、火薬類が爆発し、又は発火したときに発生するガスを排出するために適当な排気孔を設け、排気孔には、盗難を防止するための措置を講ずること。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。

五 前条第一項の表の規定により火薬類を貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあつては、堅固な設備に収納し、盗難を防止するための措置を講ずること。

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条 火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合にあつては第八号及び第八号の二、信号炎管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合にあつては第八号及び第八号の二（一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）並びに第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合にあつては第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一 [略]

二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。

三 [略]

三の二 火薬庫は、火薬類の貯蔵以外の目的のために使用しないこと。

四 火薬庫内には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェンブロック、天井クレーン、ローラコンベアその他の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの及び第四条第

等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の棚の落下を防止する措置を講ずること。

ホ 設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約二百度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。

五 前条第一項の表の規定により火薬類を貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、堅固な設備に収納し施錠すること。

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条 火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵場合には第八号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号（一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）及び第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一 [略]

二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

三 [略]

三の二 火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しないこと。

四 火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第

一項第二十七号の運搬車を除く。)又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

四の二 電流により作動する機構を持つ火工

品を貯蔵する火薬庫内には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合にあっては、当該火工品が爆発し、又は発火するおそれがないよう、当該火工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。

五 火薬庫内に入る場合にあっては、あらかじめ定められた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、火薬類が摩擦により爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

五の二 火薬庫の入口の扉を開ける場合にあっては、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き、開函、小分け又は仕分けの作業をしないこと。ただし、火薬又は爆発に直接触れない作業であって、ファイバ板箱の開函その他の安全に当該作業をすることができる場合にあっては、この限りでない。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合にあっては、最高の温度及び最低の温度を計測し、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、通気を確保するため火薬庫の内壁及び床面に直に触れない措置を講ずること。ただし、火薬類が温度及び湿度の影響を受けない場合にあっては、通気を確保するため火薬庫の床面に直に触れない措置については、この限りでない。

八の二 火薬類を収納した容器包装は、荷崩れせず、安全な搬出入が可能な高さで積むこと。

九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。ただし、貯蔵の委託を受け

四条第一項第二十七号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

[新設]

五 火薬庫内に入る場合には、あらかじめ定められた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、搬出入装置を有する火薬庫については、この限りでない。

五の二 火薬類の搬出入作業を行う場合には、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合には、最高最低寒暖計を備え、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下(搬出入装置を使用して貯蔵する場合にあっては四メートル以下)とすること。

[新設]

九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。

た火薬類を返還する場合その他の新しいものを先に出すことがやむを得ない場合にあっては、この限りでない。

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合にあっては、異常の有無に注意をすること。

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、当該ニトログリセリンを分解して除去すること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が漏れ出した場合にあっては、内容物を点検し、遅滞なく火薬類を消費し、又は廃棄すること。

十三 [略]

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2 [略]

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

二 火薬庫の構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

四 [略]

五 火薬庫に窓を設ける場合にあっては、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液（か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリットルに溶解し、これにアルコール一リットルを混入したもの）を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。

十三 [略]

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2 [略]

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

二 構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

四 [略]

五 窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大

定め、直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置を講ずるとともに、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

六 火薬庫の床には、地盤面からの湿気を防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないときは、この限りでない。

七 火薬庫の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

七の二 火薬庫の床面には、鉄類を表さないこと。

八 火薬庫の換気孔は、火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするように適切に設置するとともに、盗難を防止するための措置を講ずること。

九 火薬庫に暖房設備を設ける場合には、暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずるとともに、暖房設備を燃焼しやすい物と隔離すること。

十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずること。

十一 火薬庫の屋根の外表面には、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防止するための措置を講ずるとともに、小屋組を設ける場合にあって

きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。

六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。

[新設]

八 換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。

九 火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。

十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

十一 小屋組は木造とし、屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。

は、爆発の際軽量の飛散物となる建築材料を使用すること。

十二 火薬庫には、第三十条に規定する避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

十四 火薬庫の付近には、防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置を講ずるとともに、警戒札その他の警戒設備を設けること。

十五・十六 [略]

(地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次条第四号および第七号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

三 削除

四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でない勾配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ覆土の崩壊を防止するための措置を講ずること。

十二 火薬庫には、避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。

十四 火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。

十五・十六 [略]

(地上覆土式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。

三 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でないこう配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ芝草類で被覆をすること。

(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 [略]

三 建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四～六 [略]

七 火薬庫の入口又は火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に第三十一条に規定する土堤を設けることその他火薬類の爆発の際直接の衝動波が突出するおそれがないようにするための措置を講ずること。

[削る]

(地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに前条第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 [略]

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 [略]

(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 [略]

三 建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。

四～六 [略]

七 火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。

八 火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

(地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 [略]

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 [略]

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、火薬類の爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 [略]

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質で覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ニ [略]

八・九 [略]

十 火薬庫の土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、火薬庫の土かぶりの土には、火薬庫に付随する設備を含まないものとすること。

十一 [略]

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとすること。

[削る]

二 火薬庫には、できるだけ第三十条に規定す

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 [略]

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。

ニ [略]

八・九 [略]

十 土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に附随する設備を含まないものとする。

十一 [略]

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

一の二 小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外表面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

二 火薬庫には、できるだけ避雷装置を設ける

る避雷装置を設けること。

三 火薬庫の周囲は、できるだけ第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

四 [略]

2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五条第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、盗難を防止するための措置を講じたものとすること。

二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合にあっては、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとすること。

(三級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁(前面の壁を除く。)は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

二 削除

三 火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。)とを同時に貯蔵する場合にあっては、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁

こと。

三 火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこと。

四 [略]

2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに前条第六号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、盗難を防ぎ得るものとすること。

二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘つて設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとすること。

(三級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁(前面の壁を除く。)は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

二 小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床

を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。

四 火薬庫の入口は、付近の保安物件に対し、危険のおそれがない側に設け、かつ、火薬庫の付近には、消火の活動のために必要な措置を講ずること。

五 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤で囲むこと。

2 地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 [略]

(水蓄火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の二 ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないこと。

二 火薬庫の屋根には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

三 火薬庫には、水位計及び自動給水装置を設置すること。

四 火薬庫には、水があふれ出ることにより火薬類が流失することを防止するための措置を講ずること。

第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第三号及び第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。

四 入口は、付近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る設備を設けること。

五 火薬庫の周囲は、土堤又は簡易土堤で囲むこと。

2 地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一 地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 [略]

(水蓄火薬庫の位置、構造および設備)

第二十七条の二 ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。

二 火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて盗難を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。

四 火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。

第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第三号および第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないこと。
- 二 火薬庫の前面の擁壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。
- 三 火薬庫の前面の擁壁に出入り口を設けるときは、水が漏れるおそれがない措置を講ずること。
- 四 火薬庫の出入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。

(実包火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては三十センチメートル以上とすること。
- 二 [略]
[削る]

2 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号の規定を守らなければならない。

- 一 [略]
- 二 火薬庫には、窓が設けられていないこと。
- 三・四 [略]

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の

- 一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。
- 二 火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。
- 三 よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない措置を講ずること。
- 四 出入口には、盗難防止の措置を講ずること。

(実包火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては三十センチメートル以上とすること。
- 二 [略]
- 三 火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。

2 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前項第三号の規定を守らなければならない。

- 一 [略]
- 二 窓が設けられていないこと。
- 三・四 [略]

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の

各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

[削る]

二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては十九センチメートル以上とすること。

三 削除

四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあつては第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁で囲むこと。

(がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備)

第二十九条 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

一之二 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

三 火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあつては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。

(がん具煙火貯蔵庫および導火線庫の位置、構造および設備)

第二十九条 がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二 入口の扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずること。

(土堤)

第三十一条 土堤を設ける場合にあっては、次の各号の規定によらなければならない。

- 一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。
- 二 土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交差するような構造とすること。
- 三 土堤にトンネルを掘って出入口とする場合にあっては、平面図において火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁からトンネルの方に引いた全ての直線が必ずトンネルの壁の線と交差するような構造とすること。
- 四 土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、七十五度より急でない勾配とすることができる。

四の二 土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

- イ 煙火火薬庫又は煙火等の製造所の爆発の危険のある工室若しくは火薬類一時置場（以下「煙火火薬庫等」という。）軒の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあっては、一・五メートル）以上
- ロ 煙火火薬庫等以外の火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場屋頂の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合

(土堤)

第三十一条 火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。

- 一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。
- 二 土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さするような構造とすること。
- 三 土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とすること。
- 四 土堤は、四十五度（最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、七十五度）より急でないこう配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは一メートル以上とすること。

[新設]

にあつては、一・五メートル) 以上

四の三 土堤の頂部の厚さは、一メートル以上
とすること。

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合にあつては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六 火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 土堤の堤面には、土堤の崩壊を防止するための措置を講ずること。

(簡易土堤)

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあつては、前条第一号から第三号まで及び第六号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 簡易土堤は、七十五度より急でない勾配とすること。

一の二 簡易土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ 三級火薬庫 屋頂の高さ (当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル) 以上

ロ 煙火火薬庫等 軒の高さ (当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル) 以上

一の三 簡易土堤の頂部の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

[新設]

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六 火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。

(簡易土堤)

第三十一条の二 火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第一号から第三号までおよび第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 簡易土堤は、七十五度より急でないこう配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ (一・五メートル未満の場合は、一・五メートル)、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ (一・五メートル未満の場合は、一・五メートル) 以上とし、頂部の厚さは六十センチメートル以上とすること。

[新設]

[新設]

二 簡易土堤は、十分な強度を有する側壁板及び支柱を用いて堅固に土留めし、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三 簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

(防爆壁)

第三十一条の三防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。

(危険のおそれがない場合の特則)

第三十二条第二十条、第二十一条及び第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然又は人造の掩体の状態、土地又は設備の状況、貯蔵火薬類の種類又は数量その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。

(火薬類取扱所)

第五十二条 [略]

2 [略]

3 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一～三 [略]

三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四～十三 [略]

4 [略]

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、以下この項及び次項において同じ。の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれがない

二 十分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三 頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。

(防爆壁)

第三十一条の三防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。

(危険の虞のない場合の特則)

第三十二条第二十条、第二十一条および第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。

(火薬類取扱所)

第五十二条 [略]

2 [略]

3 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一～三 [略]

三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四～十三 [略]

4 [略]

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない

い方法により行わなければならない。

2 火薬類の爆発処理又は燃焼処理をする場合にあっては、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 爆発又は燃焼は、広い場所、高さ二メートル以上の土堤で囲まれた一定の場所等廃棄しようとする火薬類の全量が爆発した場合において他に危害を及ぼさないような場所で行うこと。

二～六 [略]

3・4 [略]

5 不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合には、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解撤により生じる火薬類であつて不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、第一項及び第二項の規定によることができる。

一～三 [略]

四 燃焼処理するときは、火炎や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。

五 [略]

6・7 [略]

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 [略]	1 [略]
2 地上式一級火薬庫の基準	
一～四 [略]	一～四 [略]
五 第二十四条第五号の火薬	五 火薬庫の窓の設置の状況並びに直射日

ない。

2 前項の爆発処理又は燃焼処理をする場合には、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 爆発又は燃焼は、広い場所、高さ二メートル以上の土堤で囲まれた一定の場所等廃棄しようとする火薬類の全量が爆発した場合において他に危害を及ぼさないような場所で行うこと。

二～六 [略]

3・4 [略]

5 不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合には、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解撤により生じる火薬類であつて不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、第一項第一号及び第二項の規定によることができる。

一～三 [略]

四 燃焼処理するときは、火焰や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。

五 [略]

6・7 [略]

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 [略]	1 [略]
2 地上式一級火薬庫の基準	
一～四 [略]	一～四 [略]
五 第二十四条第五号の火薬	五 火薬庫の窓の設置の状況を、目視及び

<p>庫の窓</p>	<p><u>光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視、<u>図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</u></u></p>	<p>庫の窓</p>	<p><u>図面により検査し、及び当該窓に係る主要な寸法を、<u>巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</u></u></p>
<p>六 <u>第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置</u></p>	<p>六 <u>火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を目視、<u>図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、<u>図面又は記録により検査する。</u></u></u></p>	<p>六 <u>第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔</u></p>	<p>六 <u>搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の設置の状況を、目視及び<u>図面により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔に係る主要な寸法を、<u>巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</u></u></u></p>
<p>七 <u>第二十四条第七号の火薬庫の内面</u></p>	<p>七 <u>火薬庫の内面について、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、目視又は<u>図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、<u>図</u></u></u></p>	<p>七 <u>第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面</u></p>	<p>七 <u>搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の材質及び床面の状況を、目視及び<u>図面により検査する。</u></u></p>

<p>七の二 <u>第二十四</u> <u>条第七号の</u> <u>二の火薬庫の</u> <u>床面</u></p> <p>八 <u>第二十四</u> <u>条第八号の火薬</u> <u>庫の換気孔</u></p> <p>九 <u>第二十四</u> <u>条第九号の火薬</u> <u>庫の暖房設備</u></p> <p>十 <u>第二十四</u> <u>条第十号の火薬</u> <u>庫の照明設備</u></p> <p>十一 <u>第二十四</u> <u>条第十一号の</u> <u>火薬庫の屋根</u> <u>及び小屋組</u></p> <p>十二・十三 [略]</p> <p>十四 <u>第二十四</u> <u>条第十四号の</u> <u>防火のための</u></p>	<p>面又は記録により検 査する。</p> <p>七の二 <u>火薬庫の床面</u> <u>の材料を、目視又は</u> <u>図面により検査す</u> <u>る。</u></p> <p>八 <u>火薬庫の換気孔の</u> <u>設置の状況及び盗難</u> <u>を防止するための措</u> <u>置の状況を、目視又</u> <u>は図面により検査す</u> <u>る。</u></p> <p>九 <u>火薬庫の暖房設備</u> <u>により火薬類が爆発</u> <u>し、又は発火するこ</u> <u>とを防止するための</u> <u>措置及び暖房設備燃</u> <u>焼しやすいものとの</u> <u>間隔の状況を、目視</u> <u>又は図面により検査</u> <u>する。</u></p> <p>十 <u>火薬庫の照明設備</u> <u>により火薬類が爆発</u> <u>し、又は発火するこ</u> <u>とを防止するための</u> <u>措置の状況を、目視</u> <u>又は図面により検査</u> <u>する。</u></p> <p>十一 <u>火薬庫の屋根の</u> <u>外面及び小屋組の材</u> <u>質並びに盗難及び火</u> <u>災を防止するための</u> <u>措置の状況を、目視</u> <u>又は図面により検査</u> <u>する。</u></p> <p>十二・十三 [略]</p> <p>十四 <u>防火のための措</u> <u>置及び消火の活動の</u> <u>ために必要な措置並</u></p>	<p>[新設]</p> <p>八 <u>第二十四</u> <u>条第八号の火薬</u> <u>庫の換気孔</u></p> <p>九 <u>第二十四</u> <u>条第九号の火薬</u> <u>庫の暖房装置</u></p> <p>十 <u>第二十四</u> <u>条第十号の火薬</u> <u>庫の照明設備</u></p> <p>十一 <u>第二十四</u> <u>条第十一号の</u> <u>火薬庫の小屋</u> <u>組及び屋根</u></p> <p>十二・十三 [略]</p> <p>十四 <u>第二十四</u> <u>条第十四号の</u> <u>防火設備及び</u></p>	<p>[新設]</p> <p>八 <u>火薬庫の換気孔の</u> <u>設置の状況を、目視</u> <u>及び図面により検査</u> <u>する。</u></p> <p>九 <u>暖房装置の熱源の</u> <u>種類を、目視により</u> <u>検査する。</u></p> <p>十 <u>照明設備の防爆構</u> <u>造、配線方法及び自</u> <u>動遮断器又は開閉器</u> <u>の位置を、目視によ</u> <u>り検査する。</u></p> <p>十一 <u>火薬庫の小屋組</u> <u>及び屋根の外面の材</u> <u>質並びに盗難及び火</u> <u>災を防ぐ構造を、目</u> <u>視及び図面により検</u> <u>査する。</u></p> <p>十二・十三 [略]</p> <p>十四 <u>防火設備及び警</u> <u>戒設備の設置の状況</u> <u>を、目視及び図面に</u></p>
--	---	--	---

<p><u>措置及び消火活動のために必要な措置並びに警戒設備</u></p> <p>十五 第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置</p> <p>十六 [略]</p> <p>3 地上覆土式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第七号に掲げる検査項目</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 <u>削除</u></p> <p>五 第二十四条</p>	<p><u>びに警戒設備の設置</u>の状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>十五 火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>十六 [略]</p> <p>一 前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 <u>削除</u></p> <p>五 火薬庫の覆土の状</p>	<p>警戒設備</p> <p>十五 第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置</p> <p>十六 [略]</p> <p>3 地上覆土式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 第二十四条の二第三号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔</p> <p>五 第二十四条</p>	<p>より検査する。</p> <p>十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置を、目視、図面等により検査する。</p> <p>十六 [略]</p> <p>一 前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔並びに換気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>五 火薬庫の覆土の状</p>
--	--	--	--

<p>の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土</p>	<p>況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土の<u>勾配</u>及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の<u>勾配</u>及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土</p>	<p>況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土の<u>こう配</u>及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の<u>こう配</u>及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十五条において準用する<u>第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる検査項目</u></p> <p>二～七 [略] [削る]</p>	<p>一 <u>第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</u></p> <p>二～七 [略] [削る]</p>	<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十五条において準用する<u>第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目</u></p> <p>二～七 [略]</p> <p>八 <u>第二十五条第八号の火薬庫の照明設備</u></p>	<p>一 <u>第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</u></p> <p>二～七 [略]</p> <p>八 <u>照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。</u></p>
<p>5 地下式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十五条の二において準用する<u>第二十四条第六号から第七号の二まで、第十</u></p>	<p>一 <u>第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</u></p>	<p>5 地下式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十五条の二において準用する<u>第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十</u></p>	<p>一 <u>第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</u></p>

<p>号及び第十六号並びに<u>第二十五条第四号</u>に掲げる検査項目</p> <p>二～十 [略]</p> <p>6 地上式二級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十六条第一項において準用する<u>第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで</u>及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目</p> <p>二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造</p> <p><u>三及び四</u> 削除 [削る]</p> <p>五～七 [略]</p> <p>7 地中式二級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十六条第二項において準用する第</p>	<p>二～十 [略]</p> <p>一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、<u>第七号の二、第九号から第十一号まで</u>及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p><u>三及び四</u> 削除 [削る]</p> <p>五～七 [略]</p> <p>一 第二項第七号、<u>第七号の二、第十号及び第十六号並びに第</u></p>	<p><u>五条第四号及び第八号</u>に掲げる検査項目</p> <p>二～十 [略]</p> <p>6 地上式二級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十六条第一項において準用する<u>第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号</u>から第十六号までに掲げる検査項目</p> <p>二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造</p> <p><u>三</u> 削除</p> <p><u>四</u> <u>第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根</u></p> <p>五～七 [略]</p> <p>7 地中式二級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十六条第二項において準用する第</p>	<p>二～十 [略]</p> <p>一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、<u>第九号、第十号及び第十四号</u>から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p><u>三</u> 削除</p> <p><u>四</u> <u>火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。</u></p> <p>五～七 [略]</p> <p>一 第二項第七号及び第十六号並びに<u>第四項第六号及び第八号</u></p>
---	---	--	---

<p>二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五条第六号に掲げる検査項目</p> <p>二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫</p> <p>8 地上式三級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目</p> <p>二 [略]</p> <p>三 削除</p> <p>四 [略]</p> <p>五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口</p>	<p><u>四項第六号及</u>に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 火薬庫に<u>講ずる盗難を防止するための措置の状況</u>を、目視及び図面により検査する。</p> <p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。</p> <p>一 第二項第四号から<u>第十一号まで</u>、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 削除</p> <p>四 [略]</p> <p>五 火薬庫の入口及び<u>消火活動のために必要な措置の状況</u>を、目視又は図面により検査する。</p>	<p>二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目</p> <p>二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫</p> <p>8 地上式三級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根</u></p> <p>四 [略]</p> <p>五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口</p>	<p>に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 火薬庫の<u>盗難を防ぐ構造</u>を、目視及び図面により検査する。</p> <p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。</p> <p>一 第二項第四号から<u>第十号まで</u>、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>火薬庫の小屋組及び屋根の材質並びに盗難を防ぐ構造</u>を、目視及び図面により検査する。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 火薬庫の入口及び<u>注水設備の設置の状況</u>を、目視及び図面により検査する。</p>
--	--	--	--

<p>六 [略]</p> <p>9 地中式三級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条第二項において準用する<u>第二十四条第六号から第七号の二まで</u>及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目</p> <p>二・三 [略]</p>	<p>六 [略]</p> <p>一 <u>第二項第六号から第七号の二まで</u>及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二・三 [略]</p>	<p>六 [略]</p> <p>9 地中式三級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条第二項において準用する<u>第二十四条第七号</u>及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目</p> <p>二・三 [略]</p>	<p>六 [略]</p> <p>一 <u>第二項第七号</u>及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二・三 [略]</p>
<p>10 水蓄火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面</p> <p>二 第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根</p> <p>三 [略]</p> <p>四 第二十七条の二第四号の</p>	<p>一 火薬庫の壁及び底面の材質並びに<u>火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないこと</u>を、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>二 <u>火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況</u>を、目視又は図面により検査する。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 <u>火薬類が流失することを防止するため</u></p>	<p>10 水蓄火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面</p> <p>二 第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根</p> <p>三 [略]</p> <p>四 第二十七条の二第四号の</p>	<p>一 火薬庫の壁及び底面の材質並びに<u>水もれを防ぐ措置の状況</u>を、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>二 <u>火薬庫の屋根の材質並びに火災及び盗難を防ぐ構造</u>を、目視及び図面により検査する。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 <u>火薬庫に設けられているあふれ出る水</u></p>

<p><u>火薬類が流失することを防止するための措置</u></p>	<p><u>の措置</u>の状況を、<u>目視又は図面</u>により<u>検査</u>する。</p>	<p><u>火薬庫の流出口等</u></p>	<p><u>の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の設置の状況並びに火薬類を流失させない措置の状況</u>を、<u>目視及び図面</u>により<u>検査</u>する。</p>
<p>11 横穴式水蓄火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面</p> <p>三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の<u>擁壁</u></p> <p>四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の<u>擁壁</u>の出入口</p> <p>五 第二十七条の三第四号の火薬庫に<u>講ずる盗難を防止するための措置</u></p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の内面が<u>堅固</u>で、かつ、<u>水が漏れるおそれがないこと</u>を、<u>目視及び図面</u>により<u>検査</u>する。</p> <p>三 火薬庫の前面の<u>擁壁</u>の材質及び構造を、<u>目視</u>により<u>検査</u>する。</p> <p>四 火薬庫の前面の<u>擁壁</u>に設けられた出入口の<u>水漏れ</u>を防ぐ措置の状況を、<u>目視</u>により<u>検査</u>する。</p> <p>五 火薬庫の出入口に<u>講ずる盗難を防止するための措置</u>の状況を、<u>目視</u>により<u>検査</u>する。</p>	<p>11 横穴式水蓄火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面</p> <p>三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の<u>よう壁</u></p> <p>四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の<u>よう壁</u>の出入口</p> <p>五 第二十七条の三第四号の火薬庫の<u>盗難防止の措置</u></p>	<p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の内面の<u>構造及び水もれを防ぐ措置の状況</u>を、<u>目視及び図面</u>により<u>検査</u>する。</p> <p>三 火薬庫の前面の<u>よう壁</u>の材質及び構造を、<u>目視</u>により<u>検査</u>する。</p> <p>四 火薬庫の前面の<u>よう壁</u>に設けられた出入口の<u>水もれ</u>を防ぐ措置の状況を、<u>目視</u>により<u>検査</u>する。</p> <p>五 火薬庫の出入口の<u>盗難防止の措置</u>の状況を、<u>目視</u>により<u>検査</u>する。</p>
<p>12 実包火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条の四第一項の基準</p> <p>イ～ハ [略] [削る]</p>	<p>イ～ハ [略] [削る]</p>	<p>12 実包火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条の四第一項の基準</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p>ニ <u>第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外</u></p>	<p>イ～ハ [略]</p> <p>ニ <u>火薬庫の外部の点灯設備の有無</u>を、<u>目視</u>により<u>検査</u>する。</p>

<p>二 第二十七条の四第二項の基準</p> <p>イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び<u>第十六号</u>に掲げる検査項目</p> <p>ロ～ホ [略]</p> <p>13 煙火火薬庫の基準</p> <p>一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、<u>第四号から第十二号まで</u>及び第十四号に掲げる検査項目</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>削除</u></p>	<p>イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び<u>第十六号</u>に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>ロ～ホ [略]</p> <p>一 第二項第一号、<u>第四号から第十二号まで</u>及び第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>削除</u></p>	<p><u>部の点灯設備</u></p> <p>二 第二十七条の四第二項の基準</p> <p>イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び<u>第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号</u>に掲げる検査項目</p> <p>ロ～ホ [略]</p> <p>13 煙火火薬庫の基準</p> <p>一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、<u>第七号から第十二号まで</u>及び第十四号に掲げる検査項目</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉</u></p>	<p>イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び<u>第十六号並びに前号ニ</u>に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>ロ～ホ [略]</p> <p>一 第二項第一号、<u>第七号から第十二号まで</u>及び第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検</u></p>
--	---	--	--

<p>四 [略]</p> <p>五 <u>削除</u></p> <p>六 [略]</p> <p>14 <u>がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準</u></p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造</u></p> <p>三 <u>第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵又は導火線庫の入口の扉</u></p> <p>15 [略]</p> <p>16 <u>土堤の基準</u></p> <p>一 <u>第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離</u></p>	<p>四 [略]</p> <p>五 <u>削除</u></p> <p>六 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、目視又は図面により検査する。</u></p> <p>三 <u>がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。</u></p> <p>15 [略]</p> <p>一 <u>内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視によ</u></p>	<p>四 [略]</p> <p>五 <u>第二十八条第三号の火薬庫の通気孔</u></p> <p>六 [略]</p> <p>14 <u>がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準</u></p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二十九条第一号の貯蔵庫の構造</u></p> <p>三 <u>第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉</u></p> <p>15 [略]</p> <p>16 <u>土堤の基準</u></p> <p>一 <u>第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離</u></p>	<p><u>査する。</u></p> <p>四 [略]</p> <p>五 <u>通気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</u></p> <p>六 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>がん具煙火貯蔵庫の構造及び防火の措置を、目視及び図面により検査する。</u></p> <p>三 <u>がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。</u></p> <p>15 [略]</p> <p>一 <u>内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査</u></p>
--	---	---	---

<p>二 第三十一条 第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造</p> <p>三 第三十一条 第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造</p> <p>四 第三十一条 第四号の土堤の<u>勾配</u></p> <p><u>四の二 第三十一条第四号の二の土堤の高さ</u></p>	<p>り容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p> <p>二 切通の出入口を通して火薬庫、<u>爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁</u>を見ることができない構造となっていることを、目視により検査する。</p> <p>三 トンネルの出入口を通して火薬庫の、<u>爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁</u>を見ることができない構造となっていることを、目視により検査する。</p> <p>四 土堤の<u>勾配</u>を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の<u>勾配</u>を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p> <p><u>四の二 土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを</u></p>	<p>二 第三十一条 第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造</p> <p>三 第三十一条 第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造</p> <p>四 第三十一条 第四号の土堤の<u>こう配及び高さ</u></p> <p>[新設]</p>	<p>に替えることができる。</p> <p>二 切通の出入口を通して火薬庫の<u>本屋</u>を見ることができない構造となつて<u>いる</u>ことを、目視により検査する。</p> <p>三 トンネルの出入口を通して火薬庫の<u>外壁</u>を見ることができない構造となつて<u>いる</u>ことを、目視により検査する。</p> <p>四 土堤の<u>こう配及び高さ</u>を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の<u>こう配及び高さ</u>を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>[新設]</p>
--	--	--	--

<p><u>四の三 第三十</u> <u>一条第四号の</u> <u>三の土堤の頂</u> <u>部の厚さ</u></p> <p>五・六 [略]</p> <p>七 第三十一条 第七号の土堤 の堤面</p> <p>17 簡易土堤の基 準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第三十一条 の二第一号の 簡易土堤の<u>勾</u> <u>配</u></p>	<p><u>満たしていることが</u> <u>目視又は図面により</u> <u>容易に判定できる場</u> <u>合に限り、目視又は</u> <u>図面による検査に替</u> <u>えることができる。</u></p> <p><u>四の三 土堤の頂部の</u> <u>厚さを、巻尺その他</u> <u>の測定器具を用いた</u> <u>測定により検査す</u> <u>る。ただし、当該測定</u> <u>において、既定の厚</u> <u>さを満たしているこ</u> <u>とが目視又は図面に</u> <u>より容易に判定でき</u> <u>る場合に限り、目視</u> <u>又は図面による検査</u> <u>に替えることができ</u> <u>る。</u></p> <p>五・六 [略]</p> <p>七 土堤の<u>崩壊を防止</u> <u>するための措置の状</u> <u>況を、目視により検</u> <u>査する。</u></p> <p>一 [略]</p> <p>二 簡易土堤の<u>勾配</u> を、巻尺その他の測 定器具を用いた測定 により検査する。た だし、当該測定にお いて、既定の<u>勾配</u> を満たしていることが 目視又は図面により 容易に判定できる場 合に限り、目視又は 図面による検査に替 えることができる。</p>	<p>[新設]</p> <p>五・六 [略]</p> <p>七 第三十一条 第七号の土堤 の堤面</p> <p>17 簡易土堤の基 準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第三十一条 の二第一号の 簡易土堤の<u>こ</u> <u>う配及び高さ</u></p>	<p>[新設]</p> <p>五・六 [略]</p> <p>七 土堤の<u>堤面の被覆</u> <u>の状況を目視により</u> <u>検査する。</u></p> <p>一 [略]</p> <p>二 簡易土堤の<u>こう配</u> <u>及び高さ</u>を、巻尺そ の他の測定器具を用 いた測定により検査 する。ただし、当該測 定において、既定の <u>こう配及び高さ</u>を満 たしていることが目 視又は図面により容 易に判定できる場合 に限り、目視又は図 面による検査に替え ることができる。</p>
---	--	--	---

<p><u>二の二 第三十</u> <u>一条の二第一</u> <u>号の二の簡易</u> <u>土堤の高さ</u></p>	<p><u>二の二 簡易土堤の高</u> <u>さを、巻尺その他の</u> <u>測定器具を用いた測</u> <u>定により検査する。</u> <u>ただし、当該測定に</u> <u>おいて、既定の高さ</u> <u>を満たしていること</u> <u>が目視又は図面によ</u> <u>り容易に判定できる</u> <u>場合に限り、目視又</u> <u>は図面による検査に</u> <u>替えることができ</u> <u>る。</u></p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>二の三 第三十</u> <u>一条の二第一</u> <u>号の三の簡易</u> <u>土堤の頂部の</u> <u>厚さ</u></p>	<p><u>二の二 簡易土堤の頂</u> <u>部の厚さを、巻尺そ</u> <u>の他の測定器具を用</u> <u>いた測定により検査</u> <u>する。ただし、当該測</u> <u>定において、既定の</u> <u>厚さを満たしている</u> <u>ことが目視又は図面</u> <u>により容易に判定で</u> <u>きる場合に限り、目</u> <u>視又は図面による検</u> <u>査に替えることがで</u> <u>きる。</u></p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p>三 第三十一条 の二第二号の <u>簡易土堤の土</u> <u>留</u></p>	<p>三 <u>簡易土堤の土留並</u> <u>びに当該土留の側壁</u> <u>板及び支柱の材質</u> <u>を、目視又は図面に</u> <u>より検査する。</u></p>	<p>三 第三十一条 の二第二号の<u>土</u> <u>堤の土留</u></p>	<p>三 <u>土堤の土留並びに</u> <u>当該土留の側壁板及</u> <u>び支柱の材質を、目</u> <u>視又は図面により検</u> <u>査する。</u></p>
<p>四 第三十一条 の二第三号の <u>簡易土堤の頂</u> <u>部</u></p> <p>18 [略]</p>	<p>四 <u>簡易土堤の頂部の</u> <u>雨水の浸入を防ぐ構</u> <u>造を、目視及び図面</u> <u>により検査する。</u></p> <p>18 [略]</p>	<p>四 第三十一条 の二第三号の <u>土堤の頂部</u></p> <p>18 [略]</p>	<p>四 <u>土堤の頂部の雨水</u> <u>の浸入を防ぐ構造</u> <u>を、目視及び図面に</u> <u>より検査する。</u></p> <p>18 [略]</p>

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 [略]	1 [略]
2 地上式一級火薬庫の基準	
一～四 [略]	一～四 [略]
五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の維持管理状況を、 <u>目視、図面又は巻尺その他の測定機器を用いた測定により検査する。</u>
六 第二十四条第六号の <u>地盤面から湿気を防止するための措置</u>	六 <u>火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。</u>
七 第二十四条第七号の <u>火薬庫の内面</u>	七 <u>火薬庫の内面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。</u>
<u>七の二 第二十四条第七号の二の火薬庫の床面</u>	<u>七の二 火薬庫の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</u>

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 [略]	1 [略]
2 地上式一級火薬庫の基準	
一～四 [略]	一～四 [略]
五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の維持管理状況を、 <u>目視により検査する。</u>
六 第二十四条第六号の <u>搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔</u>	六 <u>搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。</u>
七 第二十四条第七号の <u>搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面</u>	七 <u>搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の維持管理状況を、目視により検査する。</u>
[新設]	[新設]

<p>八 第二十四条 第八号の火薬 庫の換気孔</p>	<p>八 火薬庫の換気孔の 維持管理状況を、<u>目 視又は図面</u>により検 査する。</p>	<p>八 第二十四条 第八号の火薬 庫の換気孔</p>	<p>八 火薬庫の換気孔の 維持管理状況を、<u>目 視</u>により検査する。</p>
<p>九 第二十四条 第九号の火薬 庫の<u>暖房設備</u></p>	<p>九 <u>火薬庫の暖房設備</u> により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための <u>措置及び暖房設備の</u> <u>燃焼しやすい物との</u> <u>隔離の維持管理状況</u> を、<u>目視又は図面</u>に より検査する。</p>	<p>九 第二十四条 第九号の火薬 庫の<u>暖房装置</u></p>	<p>九 <u>暖房装置の熱源の</u> <u>種類を、目視</u>により 検査する。</p>
<p>十 第二十四条 第十号の火薬 庫の照明設備</p>	<p>十 <u>火薬庫の照明設備</u> により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための <u>措置の維持管理状況</u> を、<u>目視又は図面</u>に より検査する。</p>	<p>十 第二十四条 第十号の火薬 庫の照明設備</p>	<p>十 <u>照明設備の維持管</u> <u>理状況を、目視</u>によ り検査する。</p>
<p>十一 第二十四 条第十一号の 火薬庫の<u>屋根</u> 及び<u>小屋組</u></p>	<p>十一 火薬庫の<u>屋根の</u> <u>外面及び小屋組</u>の維 持管理状況を、<u>目視</u> <u>又は図面</u>により検査 する。</p>	<p>十一 第二十四 条第十一号の 火薬庫の<u>小屋</u> <u>組及び屋根</u></p>	<p>十一 火薬庫の<u>小屋組</u> 及び<u>屋根の外面</u>の維 持管理状況を、<u>目視</u> <u>及び図面</u>により検査 する。</p>
<p>十二・十三 [略]</p>	<p>十二・十三 [略]</p>	<p>十二・十三 [略]</p>	<p>十二・十三 [略]</p>
<p>十四 第二十四 条第十四号の <u>防火のための</u> <u>措置及び消火</u> <u>の活動のため</u> <u>に必要な措置</u> <u>並びに警戒設</u> <u>備</u></p>	<p>十四 <u>防火のための措</u> <u>置及び消火の活動</u> <u>のために必要な措置並</u> <u>びに警戒設備の維持</u> <u>管理状況を、目視</u>に より検査する。</p>	<p>十四 第二十四 条第十四号の <u>防火設備及び</u> <u>警戒設備</u></p>	<p>十四 <u>防火設備及び警</u> <u>戒設備の維持管理状</u> <u>況を、目視</u>により検 査する。</p>
<p>十五 第二十四 条第十五号の <u>天井裏又は屋</u> <u>根に講ずる盗</u> <u>難を防止する</u></p>	<p>十五 火薬庫の天井裏 又は<u>屋根に講ずる盗</u> 難を防止するための 措置の維持管理状況 を、<u>目視</u>により検査</p>	<p>十五 第二十四 条第十五号の <u>盗難を防止す</u> <u>るための措置</u></p>	<p>十五 火薬庫の天井裏 又は<u>屋根の盗難</u>を防 止するための措置の 維持管理状況を、<u>目</u> <u>視</u>により検査する。</p>

<p>ための措置 十六 [略]</p> <p>3 地上覆土式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、<u>第六号から第十号まで</u>、第十二号、第十四号及び第十六号並びに<u>第二十五条第四号及び第七号</u>に掲げる検査項目</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 <u>削除</u></p> <p>五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土</p>	<p>する。</p> <p>十六 [略]</p> <p>一 前項第一号、<u>第六号から第十号まで</u>、第十二号、第十四号及び第十六号並びに<u>次項第五号及び第七号</u>に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 <u>削除</u></p> <p>五 火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土の<u>勾配及び厚さ</u>を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の<u>勾配及び厚さ</u>を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合限り、目視又は図面による検査に替えるこ</p>	<p>十六 [略]</p> <p>3 地上覆土式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、<u>第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号</u>に掲げる検査項目</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 <u>第二十四条の二第三号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔</u></p> <p>五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土</p>	<p>十六 [略]</p> <p>一 前項第一号、<u>第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号</u>に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 <u>搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。</u></p> <p>五 火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土の<u>こう配及び厚さ</u>を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の<u>こう配及び厚さ</u>を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合限り、目視又は図面による検査に替える</p>
--	--	--	--

<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十五条において準用する<u>第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号</u>に掲げる検査項目</p> <p>二～七 [略] [削る]</p>	<p>とができる。</p> <p>一 <u>第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号</u>に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二～七 [略] [削る]</p>	<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十五条において準用する<u>第二十四条第七号及び第十六号</u>に掲げる検査項目</p> <p>二～七 [略]</p> <p>八 <u>第二十五条第八号の火薬庫の照明設備</u></p>	<p>とができる。</p> <p>一 <u>第二項第七号及び第十六号</u>に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二～七 [略]</p> <p>八 <u>照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p>
<p>5 地下式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十五条の二において準用する<u>第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第二十五条第四号</u>に掲げる検査項目</p> <p>二～十 [略]</p>	<p>一 <u>第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第四項第五号</u>に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二～十 [略]</p>	<p>5 地下式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十五条の二において準用する<u>第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号</u>に掲げる検査項目</p> <p>二～十 [略]</p>	<p>一 <u>第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号</u>に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二～十 [略]</p>
<p>6 地上式二級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十六条第一項において準用する<u>第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第</u></p>	<p>一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、<u>第七号の二、第九号から第十一号</u>まで及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p>	<p>6 地上式二級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十六条第一項において準用する<u>第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号</u>及び第十四</p>	<p>一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、<u>第九号、第十号</u>及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p>

<p>十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目</p> <p>二 [略]</p> <p>三及び四 削除 [削る]</p> <p>五～七 [略]</p> <p>7 地中式二級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五条第六号に掲げる検査項目</p> <p>二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫</p> <p>8 地上式三級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条第一項において準用する第</p>	<p>二 [略]</p> <p>三及び四 削除 [削る]</p> <p>五～七 [略]</p> <p>一 第二項第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第四項第六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>一 第二項第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に</p>	<p>号から第十六号までに掲げる検査項目</p> <p>二 [略]</p> <p>三 削除</p> <p>四 <u>第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根</u></p> <p>五～七 [略]</p> <p>7 地中式二級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目</p> <p>二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造</p> <p>三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫</p> <p>8 地上式三級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条第一項において準用する第</p>	<p>二 [略]</p> <p>三 削除</p> <p>四 <u>火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p> <p>五～七 [略]</p> <p>一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 火薬庫の盗難を防ぐ構造の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲</p>
---	--	--	---

<p><u>二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目</u></p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>削除</u></p> <p>四 [略]</p> <p>五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口</p> <p>六 [略]</p> <p>9 地中式三級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条第二項において準用する<u>第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目</u></p> <p>二・三 [略]</p> <p>10 水蓄火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条の二第二号の</p>	<p>掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>削除</u></p> <p>四 [略]</p> <p>五 火薬庫の入口及び<u>消火の活動のために必要な措置</u>の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>六 [略]</p> <p>一 <u>第二項第六号から第七号の二まで及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</u></p> <p>二・三 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視</p>	<p><u>二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目</u></p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根</u></p> <p>四 [略]</p> <p>五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口</p> <p>六 [略]</p> <p>9 地中式三級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十七条第二項において準用する<u>第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目</u></p> <p>二・三 [略]</p> <p>10 水蓄火薬庫の基準</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十七条の二第二号の</p>	<p>掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>火薬庫の小屋組及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p> <p>四 [略]</p> <p>五 火薬庫の入口及び<u>注水設備の維持管理</u>状況を、目視により検査する。</p> <p>六 [略]</p> <p>一 <u>第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</u></p> <p>二・三 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視</p>
--	--	---	---

<p>火薬庫の屋根</p> <p>三 [略]</p> <p>四 <u>第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置</u></p>	<p><u>又は図面により検査する。</u></p> <p>三 [略]</p> <p>四 <u>火薬類が流失することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</u></p>	<p>火薬庫の屋根</p> <p>三 [略]</p> <p>四 <u>第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等</u></p>	<p><u>及び図面により検査する。</u></p> <p>三 [略]</p> <p>四 <u>火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。</u></p>
<p>11 横穴式水蓄火薬庫の基準</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁</u></p> <p>四 <u>第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口</u></p> <p>五 <u>第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置</u></p>	<p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>火薬庫の前面の擁壁の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p> <p>四 <u>火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p> <p>五 <u>火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p>	<p>11 横穴式水蓄火薬庫の基準</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁</u></p> <p>四 <u>第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁の出入口</u></p> <p>五 <u>第二十七条の三第四号の火薬庫の盗難防止の措置</u></p>	<p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>火薬庫の前面のよう壁の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p> <p>四 <u>火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p> <p>五 <u>火薬庫の出入口の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p>
<p>12 実包火薬庫の基準</p> <p>一 <u>第二十七条の四第一項の基準</u></p> <p>イ～ハ [略] [削る]</p>	<p>イ～ハ [略] [削る]</p>	<p>12 実包火薬庫の基準</p> <p>一 <u>第二十七条の四第一項の基準</u></p> <p>イ～ハ [略]</p> <p><u>ニ <u>第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外</u></u></p>	<p>イ～ハ [略]</p> <p><u>ニ <u>火薬庫の外部の点灯設備の維持管理状況を、目視により検査する。</u></u></p>

<p>二 第二十七条の四第二項の基準</p> <p>イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び<u>第十六号</u>に掲げる検査項目</p> <p>ロ～ホ [略]</p> <p>13 煙火火薬庫の基準</p> <p>一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、<u>第四号から第十二号まで</u>及び第十四号に掲げる検査項目</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>削除</u></p> <p>四 [略]</p> <p>五 <u>削除</u></p>	<p>イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び<u>第十六号</u>に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>ロ～ホ [略]</p> <p>一 第二項第一号、<u>第四号から第十二号まで</u>及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>削除</u></p> <p>四 [略]</p> <p>五 <u>削除</u></p>	<p><u>部の点灯設備</u></p> <p>二 第二十七条の四第二項の基準</p> <p>イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び<u>第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号</u>に掲げる検査項目</p> <p>ロ～ホ [略]</p> <p>13 煙火火薬庫の基準</p> <p>一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、<u>第七号から第十二号まで</u>及び第十四号に掲げる検査項目</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉</u></p> <p>四 [略]</p> <p>五 <u>第二十八条第三号の火薬庫の通気孔</u></p>	<p>イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び<u>第十六号並びに前号ニ</u>に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>ロ～ホ [略]</p> <p>一 第二項第一号、<u>七号から第十二号まで</u>及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>火薬庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p> <p>四 [略]</p> <p>五 <u>通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p>
--	---	--	---

<p>六 [略]</p> <p>14 <u>がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準</u></p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造</u></p> <p>三 <u>第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉</u></p> <p>15 [略]</p> <p>16 <u>土堤の基準</u></p> <p>一 <u>第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離</u></p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 <u>第三十一条第四号の土堤の勾配</u></p>	<p>六 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</u></p> <p>三 <u>がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</u></p> <p>15 [略]</p> <p>一 <u>内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</u></p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 <u>土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は</u></p>	<p>六 [略]</p> <p>14 <u>がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準</u></p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二十九条第一号の貯蔵庫の構造</u></p> <p>三 <u>第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉</u></p> <p>15 [略]</p> <p>16 <u>土堤の基準</u></p> <p>一 <u>第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離</u></p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 <u>第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ</u></p>	<p>六 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>がん具煙火貯蔵庫の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p> <p>三 <u>がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。</u></p> <p>15 [略]</p> <p>一 <u>内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</u></p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 <u>土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満た</u></p>
---	--	--	--

<p><u>四の二 第三十</u> <u>一条第四号の</u> <u>二の土堤の高</u> <u>さ</u></p>	<p>図面により容易に判定できる場合 に限り、目視又は図面による 検査に替えることができる。</p>	<p>[新設]</p>	<p>していることが目視 又は図面により容易 に判定できる場合 に限り、目視又は図面 による検査に替える ことができる。</p> <p>[新設]</p>
<p><u>四の三 第三十</u> <u>一条第四号の</u> <u>三の土堤の頂</u> <u>部の厚さ</u></p>	<p><u>四の二 土堤の高さ</u> を、巻尺その他の測 <u>定器具を用いた測定</u> <u>により検査する。た</u> <u>だし、当該測定にお</u> <u>いて、既定の高さを</u> <u>満たしていることが</u> <u>目視又は図面により</u> <u>容易に判定できる場</u> <u>合に限り、目視又は</u> <u>図面による検査に替</u> <u>えることができる。</u></p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p>五・六 [略] 七 第三十一条 第七号の土堤 の堤面</p>	<p><u>四の三 土堤の頂部の</u> <u>厚さを、巻尺その他</u> <u>の測定器具を用いた</u> <u>測定により検査す</u> <u>る。ただし、当該測定</u> <u>において、既定の厚</u> <u>さを満たしているこ</u> <u>とが目視又は図面に</u> <u>より容易に判定でき</u> <u>る場合に限り、目視</u> <u>又は図面による検査</u> <u>に替えることができ</u> <u>る。</u></p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p>17 簡易土堤の基 準 一 [略] 二 第三十一条</p>	<p>五・六 [略] 七 土堤の崩壊を防止 するための措置の維 持管理状況を、目視 により検査する。</p> <p>一 [略] 二 簡易土堤の勾配</p>	<p>五・六 [略] 七 第三十一条 第七号の土堤 の堤面</p> <p>17 簡易土堤の基 準 一 [略] 二 第三十一条</p>	<p>五・六 [略] 七 土堤の堤面の被覆 の維持管理状況を目 視により検査する。</p> <p>一 [略] 二 簡易土堤のこう配 及び高さを、巻尺そ</p>

<p>の二第一号の簡易土堤の勾配</p>	<p>を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ</p>	<p>の他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>二の二 第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ</p>	<p>二の二 簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p>二の三 第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ</p>	<p>二の三 土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p>三 第三十一条の二第二号の簡易土堤の土</p>	<p>三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管</p>	<p>三 第三十一条の二第二号の土堤の土留</p>	<p>三 土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状</p>

<p>留</p> <p>四 第三十一条 の二第三号の <u>簡易土堤</u>の頂 部</p> <p>18 [略]</p>	<p>理状況を、目視によ り検査する。</p> <p>四 <u>簡易土堤</u>の頂部の 維持管理状況を、目 視により検査する。</p> <p>18 [略]</p>	<p>四 第三十一条 の二第三号の <u>土堤</u>の頂部</p> <p>18 [略]</p>	<p>況を、目視により検 査する。</p> <p>四 <u>土堤</u>の頂部の維持 管理状況を、目視に より検査する。</p> <p>18 [略]</p>
<p>備考 表中の [] は注記である。</p>			

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。